

紀の川フライトパークエリアルール

2010年4月1日 施行

紀の川フライトパークを利用する者は、以下の規則を熟知し、当日立ち会いの管理指導員の指示は絶対的なものとして受け入れることを前提として、このルールを遵守すること。

1. 飛行資格 1) (社) 日本ハング・パラグライディング連盟または同等の「フライヤー会員証」を有しその登録が有効であること。

2) JHFパイロット技能証、紀の川フライトパークで取得したノービスパイロット技能証を有しかつ担当教員が許可した者。または、委員会会長がそれらと同等、特に認めた者。但しそのものについては、フライヤー登録と同等以上の第三者責任賠償保険に加入していること。（外国人、4）含む）

3) 紀の川フライトパーク管理委員会（以下「委員会」という。）に利用登録を行っている者。（但し、委員会が認めた関係者、大会参加者を除く。）また利用登録の初回に限って、委員会の講習を受けなくてはならない。

4) 教員、助教員及び、教員の委託を受けたパイロットが同伴する場合の練習生、または他のエリアで取得したノービスパイロット技能証所持者。但し、委託を受けたパイロットが同伴する場合、それ以前に教員または助教員監督の下本エリアの飛行経験がある場合に限る。（練習生の飛行については、別途定めた規定を順守すること）

2. 利用登録 1) フライトを行う者は、委員会に事前に利用登録を行うこと。

年単位の開始日は10月1日、終了は翌年9月30日とし、1日単位のビジターはその日に限る。登録を行う者は、事前に登録書に必要事項を記入の上、登録料を添えて委員会事務局（ユーピーパラグライダースクール内0736-77-5490）に提出すること。

年間利用料 一般=20,000円 学生=15,000円

冬期利用料 一般=12,000円 学生=10,000円

12月1日～3月31日の4ヶ月間

ビジター料 1日=3,000円

学生割引は30歳未満で学生証の提示を必要とする。

ビジター登録者のみ、フライトしなかった場合返金する。

2) 登録を行った者は、登録ステッカーをヘルメットに貼り（ビジター除く）、エリア利用中は登録証を所持すること。

3) フライトを行う日毎に必ず委員会事務局で入山チェックを行い、下山時には下山チェックを行うこと。

4) フライト前に、ランディング、高圧線、集束帶等の位置を確認すること。

5) 管理指導員から登録ステッカー及び、会員証の提示を求められたときは、速やかにその指示に従うこと。

3. テイクオフ規定 1) 寺山テイクオフ - PG : B級練習生以上

2) 龍門テイクオフ - HG : B級練習生以上

※会長が必要と認めた場合はその限りではない。

4. ランディング規定

- 1) ランディングは原則として、紀の川河川内竹房橋周辺（PG）及び、龍門橋南西（HG）の指定場所とする。
- 2) 紀の川河川以外のランディング（XC飛行以外）は禁止する。緊急によりランディングした場合、損害の有無に係わらず、文書で委員会に届出をしなければならない。
- 3) 指定地ランディング場及び、紀の川河川以外にランディングをした場合、委員会の指示に従い、損害の有無に係わらず、該当地の所有者に3,000円相当の品物を持って謝罪し、その経過を委員会に報告すること。また、損害を与えた場合、該当地の所有者にその旨を報告した上で、現状復帰、もしくは損害を賠償しなければならない。その行為を怠った者、またその対応が不適切であったため、トラブルが発生した場合、別に定めた罰則規定を適応する。

5. 車両規定

- 1) 竹房橋ランディング場での駐車は竹房橋上流側にすること。
- 2) 登頂するときは定員乗車で上ること。（1～2名乗車の車両で登頂した場合、そのまま下山すること。）
- 3) 寺山テイクオフは全面駐車禁止とする。
(但し、委員会から認められた緊急用車両及び、機材積み降ろしの為の一時的な停車は除く)
- 4) 登頂する場合、運転者を決め、機材の積み降ろしを行った後速やかに下山させること。

6. フライト規定

- 1) テイクオフ前空域において、複数機が滯空し、管理指導員が危険と判断した場合は、引き続きの離陸を一端中断させる。その後空域離脱の指示を行うので、速やかにその指示に従うこと。
(例：3～4機であっても必要と感じられる場合は実施する。)
- 2) ゴルフ場上空付近は危険回避以外の場合は飛行禁止とする。違反の場合、別に定めた罰則規定を適応する。
- 3) 高圧線の上空をむやみに飛行してはならない。
クロスカントリー飛行等の通過で高圧線の上空を飛行する場合は、通過地点より上空100m以上の高度を余裕持って飛行すること。
- 4) 緊急用パラシュート、ヘルメットを装備すること。緊急用パラシュートは最長でも180日以内に資格を有する者がリパックしたものとする。
- 5) 無線機（電波法の範囲内での運用もしくは航空レジャー無線）を携帯し常に聞ける状態にしておくこと。
- 6) 偶数日が右旋回、奇数日は左旋回とする。
- 7) 寺山タンクから最初ヶ峰間の北面リッジ帯はPG専用とする。（PGが飛行していない場合のみHGは飛行できる）
- 8) プレフライト、クロスチェックを必ず行なうこと。
- 9) 寺山テイクオフでは、混雑を避ける為テイクオフゾーン以外でラインチェックをし

ておくこと。

- 10) 高度 200m 以下の民家上空及び、事務局東側の工場上空は危険回避以外の場合
は飛行禁止とする。

7. 利用中止 1) 利用登録者であっても、地元の指示、工事、大会等、委員会の決定により一時的ま
たは、終日フライト利用を中止する場合がある。
2) 中止の期間等は、掲示板で表記する。
3) 中止の期間があった場合でも、一度払い込まれた登録料の返金は一切行わない。

8. その他 1) 委員会の通告及び、管理指導員、地元関係者、エリア関係者の指示に速やかに従う
とともに、それにより生じた損害の一切を意義申し立てできないものとする。
2) テイクオフ付近の道路は農道のため、農作業車を最優先し、決して通行を妨げては
ならない。
3) 万一事故等が発生した場合、速やかに対処すること。また、事故に関しての責任は、
発生者自らが負うものとし、他の何人に対しても責任を転嫁してはならない。
4) 事故が発生した場合、速やかに委員会に報告すること。
5) 紀の川の水域には十分注意すること。着水の対処は、各教員と十分相談しておくこ
と。
6) 大会や公的団体の催事開催時は、飛行エリアを制限する場合がある。この期間中は
委員会事務局に飛行空域の確認をすること。
7) エリア内でのゴミ、吸い殻は各自持ち帰ること。
8) このエリア内の営業行為を禁止する。
9) エリアにおいての撮影、録音、録画等の主張は一切認めない。
10) 以上のエリアルルールに従わなかった場合、別途定めた罰則規定を適応する。

罰則規定

1. エリアルルール 4-3、6-2 感定に対し違反行為があった場合、当事者及びその個人が所属してい
るクラブまたは、団体が責任を持って最善を尽くし、対処すると共に、発生より 1ヶ月間当事者並
びに、その個人が所属するクラブまたは、団体を利用停止とする。
2. エリアルルールに従わなかった者は、警告を与える。短期に同一クラブまたは団体に所属している個
人に警告が複数回行われた場合は、当事者及び、その個人が所属しているクラブまたは、団体を 1
ヶ月間の利用停止とする。また、短期に同一のクラブまたは、団体に対し、利用停止処分が複数回
発生した場合、もしくは故意にルールに違反した場合そのクラブまたは、団体に所属している個人
全員の利用を管理委員会が認めるまで禁止する。

練習生利用規定

練習生で紀の川フライトパークを利用する者は、エリアルルールと併せて、練習生利用規程を遵守すること。

1. 対象 1) B級練習生、C級練習生、他のエリアで取得したノービスピヨット、またいずれも同等レベルの技能証含む。
2. 許可条件 1) 教員、助教員及び、教員の委託を受けたパイロットが同伴で、飛行中監督していること。
2) 教員の委託を受けたパイロットが同伴の場合、それ以前に教員、助教員監督の下、このエリアでの飛行経験があること。
3) 管理指導員のエリア説明を受けていること。
3. 必要装備 1) 飛行中識別できる黄色いリボン。（長さ60cm以上、幅10cm位）
2) トランシーバー（運用に当たっては、電波法を遵守のこと。）
4. その他 1) 練習生の安全は、本人及び、当日同伴の飛行監督者が確認するものとし、委員会及びその関係者は事故が発生した場合でも、その責任を負わない。

クロスカントリー規定

クロスカントリー（出発点より半径5kmを超えてのフライト）を行う者は、エリアルルールと併せて、以下のルールを遵守すること。

1. 実施資格 1) JHFクロスカントリーパイロットまたは同等レベルの技能証所持者。
2) 委員会が特に認めた者。
上記いずれかに該当する者。
2. 利用方法 1) クロスカントリーを行う者は、当日入山前に所定の用紙に必要事項、フライトプランを記入し、委員会に通報すること。
2) 着陸後速やかに委員会に報告すること。
3) 着陸時、農作物、建物等に損害を与えた場合、エリア規定のアウトサイドランディングに準じ、処理すること。
4) 委員会事務局に直接帰着報告、着陸場所の報告をすること。

禁止事項

1. 危険を伴う行為の禁止
高度200m以下での危険を伴う行為（ピッキング、ローリング、スパイラル、各種ストール、翼端潰し、ルーピング等）を禁止する。但し、安全の為の降下手段や教員監督のもとでの練習を除く。
2. 営業行為の禁止
営業を目的とする行為。但し、地元行政、河川管理者、紀の川地区開発振興協議会等の公の機関が認めた場合その限りではない。
3. 誘導路への駐停車禁止
ティクオフへの誘導路は、農道（市道）を利用させていただいているため、農業関係者、地元関係者の迷惑となるような走行、駐停車を厳禁とする。特に寺山～龍門間の一部は、財産区でゴルフ場が管理しているため、走行に注意しクラブハウス前通過時は10km以下の最徐行とする。
4. 飲酒飛行・他人の迷惑となる行為や管理指導員が不適切と判断した場合の飛行を禁止する。
5. 緊急時の捜索、地元への協力、エリアの調査等、委員会の必要認めた場合以外の、トーイング及び動力・補助動力機の飛行は禁止とする。